

広告

企画・お問い合わせ先 日経エージェンシー TEL:03-5259-5430

暦年贈与と相続時精算課税の比較(網掛け部分は今回の改正箇所)

Table with 2 columns: 暦年贈与 and 相続時精算課税. Rows include conditions, tax rates, and reporting requirements.

税制改正で生前贈与のルールが大きく変わり、綿密なプランニングが必要に

生前贈与の方法には「相続時精算課税制度」の利用もある。贈与を受ける人がこの制度の適用を選択して届け出を出すと、それ以降は累計2500万円までの贈与が非課税になり、2500万円を超えた部分には一律20%の贈与税が課される。贈与した人が亡くなったときは、贈与した

た財産はすべて相続財産に加算して相続税額が計算されて、納付した贈与税額がこれを超えていた場合は払い戻しが受けられる。相続時精算課税制度は相続税と贈与税を一体化する仕組みとして03年に導入されたが、贈与財産が相続財産に加算されるため相続税の軽減に繋がらないことや、制度の適用を受けるために管轄の税務署に届出書を提出し贈与のたびに申告するなど事務手続きの煩雑さ、暦年贈与と併用できず一度この制度を選ばず変更できないことなどからあまり利用されてこなかった。

今年度の税制改正で、2027年1月1日以降の相続について持ち戻しの期間が段階的に延長され、31年1月1日以降の相続については7年とするようになった。相続までの期間が短いと考えられるケースでは、暦年贈与による相続税対策がしばらくなくなったといえる。

今回の法改正で、相続財産の種類や額、法定相続人の数や家族の状況などによって、暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらをどのように使うのがよいか十分に比較検討しなければならなくなった。制度が複雑になったため、自己判断で生前贈与を行うとかえって税負担が重くなってしまうことも考えられる。従って生前贈与は、相続・贈与を専門とする税理士や税理士法人に相談したうえで計画的に行うことが重要だ。

ただし、亡くなる直前の駆け込み贈与で相続税を免れるのを防ぐため、相続の前3年間に贈与された財産は相続財産に加算される。これを「持ち戻し」という。

だが今年度の税制改正でこの制度に基礎控除が設けられ、24年1月以降は、相続時精算課税制度選択後も年間110万円までは贈与税の申告不要かつ相続財産への持ち戻しが不要となる。これにより相続税対策として使いやすくなったと注目を集めている。

「生前贈与」は相続税対策として有効であり、広く使われてきた。その方法には暦年贈与と相続時精算課税制度の2つがあるが、今年度の税制改正で両方に大きな変更があった。そのため、これまでの生前贈与を用いた相続税対策は大幅に見直さざるを得なくなり、より綿密なプランニングが求められるようになってきている。

暦年贈与の持ち戻しが7年に延長

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士 50選 vol.27

「生前贈与」は相続税対策として有効であり、広く使われてきた。その方法には暦年贈与と相続時精算課税制度の2つがあるが、今年度の税制改正で両方に大きな変更があった。そのため、これまでの生前贈与を用いた相続税対策は大幅に見直さざるを得なくなり、より綿密なプランニングが求められるようになってきている。

高野総合グループ 税理士法人 高野総合会計事務所

ランドマーク税理士法人 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

PwC 創業家の皆様を抱える事業承継や経営に係る課題の解決に向け、PwCネットワークの知見と経験を結集し、信頼されるビジネスパートナーとして伴走しながらご支援します。

税理士法人レガシー Legacy 相続税申告件数累計18,000件超で日本最大級。土地評価に強く、還付実績は平均2,515万円。

多くの税理士の悩み「小規模宅地の特例・土地評価・空家譲渡特例・配偶者居住権は難しいね。」相続専門40年以上。書籍累計36冊(相続トラブル解決事例30・空家譲渡特例・居住用財産の譲渡特例・配偶者居住権・他)、「小規模宅地の特例12訂版」出版

税理士法人 安心資産税会計

税理士法人 早川・平会計

税理士法人 HOP

KPMG 多様化する相続・事業承継の課題に対し、国内およびクロスボーダー案件に精通した税務専門家チームが、グローバルファームの知見を活かし、的確な税務アドバイスを提供します。

税理士法人 新日本簡木

税理士法人 パートナース

税理士法人 STR

税理士法人 プレインズ

あいう税理士法人

税理士法人 渡邊芳樹事務所

税理士法人 総和

コンパッソ 税理士法人

BDO 世界第5位のBDO International加盟事務所として、国内の相続税および事業承継はもとより、160カ国超に及ぶメンバーファームと連携し、国際相続等の問題にも対応いたします。

税理士法人 内田会計

税理士法人 レガート

